

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川用水総合管理所長 本田 毅

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 トナーカートリッジ等に係る単価契約
- 2 施行場所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所
岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20
独立行政法人水資源機構 美濃加茂管理所
- 3 工 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における令和3～6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「事務用品、事務機器、家具」の認定を受けており、かつ、営業品目「複写機」に登録していること。
- 3 見積書等
- 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 提出期限 令和6年3月26日 12:00 まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- 5) 質問書 令和6年3月15日 12:00 まで
※質問の回答については、令和6年3月19日までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和6年3月26日 16:00 までとします。
- 7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

トナーカートリッジ等購入に係る単価契約

仕 様 書

令和6年3月

独立行政法人水資源機構
木曾川用水総合管理所

(適用)

第1条

本仕様書は、独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所（以下「機構」という。）が行うトナーカートリッジ等購入に係る単価契約に適用する。

(調達品目)

第2条

品名、メーカー、型番及び年間発注予定数量は別紙1のとおりとし、指定した物品に限りリサイクル製品を納入するものとする。

なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月5日変更閣議決定)」に定める特定調達品目については、当該品目に係る判断基準を満たしていること。

(契約期間)

第3条

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(発注方法)

第4条

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 担当者(以下「機構担当者」という。)から、別紙2 発注書により FAXにて随時発注を行うものとする。

(納期)

第5条

前条による発注書の受信後、納期について機構担当者へ連絡をすること。

(納入場所)

第6条

納入物品は、機構担当者が指定する以下の場所に納入するものとする。

(1) 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所

(2) 岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 美濃加茂管理所

(使用済みトナー)

第7条

受注者は、機構担当者からの依頼により使用済みトナーを無償で回収するものとする。

(リサイクル製品に係る保証)

第8条

リサイクル製品がプリンター故障の原因であると確認した場合、プリンターの修理費用は受注者負担とする。

(その他)

第9条

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

数量表

機種	項番	品名	規格	メーカー	単位	予定数量
IPSiO SP 6220 IPSiO SP 6320	1	レーザープリンタ用トナーカートリッジ 純正	6100H	リコー	箱	1
TM-300MFP	2	インクタンク(大容量)(マットブラック)	PFI-320MBK	キャノン	個	1
	3	インクタンク(大容量)(ブラック)	PFI-320BK	キャノン	個	1
	4	インクタンク(大容量)(シアン)	PFI-320C	キャノン	個	1
	5	インクタンク(大容量)(マゼンタ)	PFI-320M	キャノン	個	1
	6	インクタンク(大容量)(イエロー)	PFI-320Y	キャノン	個	1
LBP861C	7	トナーカートリッジ059H(イエロー)	3624C001	キャノン	箱	1
	8	トナーカートリッジ059H(マゼンタ)	3625C001	キャノン	箱	1
	9	トナーカートリッジ059H(シアン)	3626C001	キャノン	箱	1
	10	トナーカートリッジ059H(ブラック)	3627C001	キャノン	箱	1
	11	ドラムカートリッジ053	2178C001	キャノン	箱	1
	12	回収トナーボックスWT-C1	1834C003	キャノン	箱	1
LBP841C	13	トナーカートリッジ(ブラック)	CRG-335BLK	キャノン	箱	1
	14	トナーカートリッジ(シアン)	CRG-335CYN	キャノン	箱	1
	15	トナーカートリッジ(マゼンタ)	CRG-335MAG	キャノン	箱	1
	16	トナーカートリッジ(イエロー)	CRG-335YEL	キャノン	箱	1
	17	回収トナーボックス	WT-722	キャノン	箱	1
LP-S6160	18	ETカートリッジ(ブラック)	LPC3T35K V (環境推進トナー)	エプソン	箱	1
	19	ETカートリッジ(シアン)	LPC3T35C V (環境推進トナー)	エプソン	箱	1
	20	ETカートリッジ(マゼンタ)	LPC3T35M V (環境推進トナー)	エプソン	箱	1
	21	ETカートリッジ(イエロー)	LPC3T35Y V (環境推進トナー)	エプソン	箱	1
	22	感光体ユニット (モノクロ)	LPC3K17K	エプソン	箱	1
	23	感光体ユニット (カラー)	LPC3K17	エプソン	箱	1
	24	廃トナーボックス	LPC3H17	エプソン	箱	1
PX-S7110	25	インクカートリッジ(ブラック)	IB02KA	エプソン	箱	1
	26	インクカートリッジ(シアン)	IB02CA	エプソン	箱	1
	27	インクカートリッジ(マゼンタ)	IB02MA	エプソン	箱	1
	28	インクカートリッジ(イエロー)	IB02YA	エプソン	箱	1
	29	メンテナンスボックス	PXMB6	エプソン	箱	1
MFC-J6997CDW	30	インクカートリッジ(ブラック)	LC3139BK	ブラザー	箱	1
	31	インクカートリッジ(シアン)	LC3139C	ブラザー	箱	1
	32	インクカートリッジ(マゼンタ)	LC3139M	ブラザー	箱	1
	33	インクカートリッジ(イエロー)	LC3139Y	ブラザー	箱	1
LBP9200C	34	トナーカートリッジ(ブラック)	2653B001	キャノン	箱	1
	35	トナーカートリッジ(シアン)	2651B001	キャノン	箱	1
	36	トナーカートリッジ(マゼンタ)	2649B001	キャノン	箱	1
	37	トナーカートリッジ(イエロー)	2647B001	キャノン	箱	1

発注書

令和 年 月 日

御中

FAX:

〒495-0036

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所

担当: 経理課 ○○

TEL:0587-97-3710

FAX:0587-97-1482

納入場所 (1)木曾川用水総合管理所		住所: 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1					
項番	品名	規格	メーカー	契約単価 (税抜)	単位	数量	金額 (税抜)

納入場所 (2)美濃加茂管理所		住所: 岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20					
項番	品名	規格	メーカー	契約単価 (税抜)	単位	数量	金額 (税抜)

使用済みトナー引き取り有無	有 ・ 無
---------------	-------

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所長 あて

見積書

会社名:

代表者名:

印

件名:トナーカートリッジ等購入に係る単価契約

項番	品名	規格	単位	予定数量	単価(税抜)	金額
1	レーザープリンタ用トナーカートリッジ 純正	6100H	箱	1		
2	インクタンク(大容量)(マットブラック)	PFI-320MBK	個	1		
3	インクタンク(大容量)(ブラック)	PFI-320BK	個	1		
4	インクタンク(大容量)(シアン)	PFI-320C	個	1		
5	インクタンク(大容量)(マゼンタ)	PFI-320M	個	1		
6	インクタンク(大容量)(イエロー)	PFI-320Y	個	1		
7	トナーカートリッジ059H(イエロー)	3624C001	箱	1		
8	トナーカートリッジ059H(マゼンタ)	3625C001	箱	1		
9	トナーカートリッジ059H(シアン)	3626C001	箱	1		
10	トナーカートリッジ059H(ブラック)	3627C001	箱	1		
11	ドラムカートリッジ053	2178C001	箱	1		
12	回収トナーボックスWT-C1	1834C003	箱	1		
13	トナーカートリッジ(ブラック)	CRG-335BLK	箱	1		
14	トナーカートリッジ(シアン)	CRG-335CYN	箱	1		
15	トナーカートリッジ(マゼンタ)	CRG-335MAG	箱	1		
16	トナーカートリッジ(イエロー)	CRG-335YEL	箱	1		
17	回収トナーボックス	WT-722	箱	1		
18	ETカートリッジ(ブラック)	LPC3T35K V (環境推進トナー)	箱	1		
19	ETカートリッジ(シアン)	LPC3T35C V (環境推進トナー)	箱	1		
20	ETカートリッジ(マゼンタ)	LPC3T35M V (環境推進トナー)	箱	1		
21	ETカートリッジ(イエロー)	LPC3T35Y V (環境推進トナー)	箱	1		
22	感光体ユニット (モノクロ)	LPC3K17K	箱	1		
23	感光体ユニット (カラー)	LPC3K17	箱	1		
24	廃トナーボックス	LPC3H17	箱	1		
25	インクカートリッジ(ブラック)	IB02KA	箱	1		
26	インクカートリッジ(シアン)	IB02CA	箱	1		
27	インクカートリッジ(マゼンタ)	IB02MA	箱	1		
28	インクカートリッジ(イエロー)	IB02YA	箱	1		
29	メンテナンスボックス	PXMB6	箱	1		
30	インクカートリッジ(ブラック)	LC3139BK	箱	1		
31	インクカートリッジ(シアン)	LC3139C	箱	1		
32	インクカートリッジ(マゼンタ)	LC3139M	箱	1		
33	インクカートリッジ(イエロー)	LC3139Y	箱	1		
34	トナーカートリッジ(ブラック)	2653B001	箱	1		
35	トナーカートリッジ(シアン)	2651B001	箱	1		
36	トナーカートリッジ(マゼンタ)	2649B001	箱	1		
37	トナーカートリッジ(イエロー)	2647B001	箱	1		
小計(税抜)						
合計						

ただし、上記項目の記載があれば、任意様式でも可とする。

トナーカートリッジ等購入に係る 単価契約書（案）

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、トナーカートリッジ等（以下「トナー等」という。）の単価について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 トナー等の仕様及び単価は、仕様書に示した仕様及び別表に記載した単価とする。

（発注及び納品）

第2条 発注者は、受注者に対しトナー等を発注する場合は、別に示す発注書により発注するものとする。

2 受注者は、発注者から発注書の提出を受けた場合は、仕様書に記載した指定する場所に納品書（任意様式）を添えて納品するものとする。

（検査及び引渡し）

第3条 受注者は、トナー等を納品する場合は、発注者の検査を受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査に合格した場合は、速やかにトナー等を引渡すものとする。

3 受注者は、第1項の検査の結果、不合格とされた場合については、速やかに交換し、再検査を受けなければならない。

（代金の支払）

第4条 受注者は、前条の引渡しを完了したときは、毎月末に集計し、発注者に対し請求するものとする。

2 前項の請求金額算出に当たっては、消費税額を加算した額とする。ただし、消費税額の算出に当たって、1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 発注者は、第1項の請求を受理した日から起算して30日以内に、代金を受注者に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第5条 発注者の責めに帰すべき事由により、約定期間内に契約代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対してこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。

（履行の委任及び債権の譲渡）

第6条 受注者は、第三者にこの契約に基づく債権の全部又は一部の履行を委任し、又はこの契約により生ずる債権を譲渡してはならない。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第8条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約に基づく年間の調達総額の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定として発注者の指定する期間内に支払わなければならない)。

一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。

二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅利息を発注者に支払わなければならない。

(契約の解約)

第9条 発注者又は受注者が、契約期間内に本契約を解除するときは、1ヶ月前に相手方に解約の通知をしなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、相手方に通知をして本契約を解除することができる。

一 受注者が、理由なく納品に応じないとき、納品を著しく遅滞させたとき、又はトナ一等の品質等が第1条に定める規格に合わないとき。

二 受注者が、受注者の責に帰すべき事由により、発注者の指定する期限までに納品する見込みがないと明らかに認められたとき。

三 受注者が正当な理由なしに契約の解除を申し出たとき。

四 受注者が発注者の承認を受けずに契約の履行を第三者に譲渡し、又は委託したとき。

2 発注者は、前各号により損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

(価格の変更)

第 10 条 経済情勢の変化による物価の変動その他正当な理由により、別紙価格が著しく不相当であると思われるに至った場合には、発注者と受注者が協議の上、価格を変更し、又はこの契約を解除することができる。

(その他)

第 11 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた場合、必要に応じ、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り発注者受注者各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 2 6 - 1
独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本 田 毅

受注者

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曾川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和6年3月12日に交付された(件名:トナーカートリッジ等に係る単価契約)
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただきます番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。